

公益法人のガバナンスについての検討

Control of Public Interest Corporations in Japan

古市 雄一郎

1 はじめに

2008年に公益法人制度改革が行われて以来、一般法人制度¹⁾を含めて現行の公益法人制度は社会において定着しつつあり、制度改革の際に示された目的の達成に向けて公益法人制度は改革・移行の段階を終え、更なる発展を目指す段階を迎えていると言える。一方で、依然として公益法人の不祥事が散見され、図表1で示されるように公益認定の取り消しを含めた厳しい処分が行われるケースもあり、公益法人が社会からの信頼を得て、その期待に応えられるようになるための道程は未だ道半ばであると言える。

図表1 主な公益認定取り消し事例

法人名	主な取消し事由	時期
全日本テコンドー協会	・議決権についての一般法人法違反 ・経理的基礎の不足 →最終的には取消し申請	2014年7月
平等院（千葉県）	・虚偽の公益認定申請 ・申請内容とかけ離れた事業の実施 ・経理的基礎の不足	2015年10月
日本ライフ協会	・公益目的事業内容の不正な変更 ・経理的基礎、財政基盤の不足	2016年3月
日本ポニーベースボール協会	・会員総会の不正な取り扱いについての一般法人法違反 ・法定書類の偽造および虚偽報告 →最終的には取消し申請	2016年3月
香焼遠見霊園	・税金の滞納	2016年3月
日本生涯学習協議会	・公益目的事業に必要な技術的能力不足 →最終的には取消し申請	2016年7月
入間市シルバー人材センター	・欠格事由への該当	2017年3月

（筆者作成）

¹⁾ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法）を根拠として設立される一般社団法人および一般財団法人について本稿においては、一般法人と総称する。

公益法人は、図表2で示したように我が国における他の非営利法人に比べて、多くの税制上のメリットを享受しており、内閣府の公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（以下、有識者会議）の「公益法人のガバナンスの更なる強化のために（最終とりまとめ）」（以下、有識者会議取りまとめ）においても、「公益法人は、税制上の優遇や国民からの寄附を受け、不特定かつ多数の人々の利益のために公益目的事業を実施する存在であり、社会的な信頼確保が重要である。」

（有識者会議[2021] P 3）

と指摘されているように、公益法人が社会的信頼を確保する事は、その制度の趣旨である民間の活力を活かした公益事業の推進という観点からもとても重要な意義を持っている。

図表2 公益法人の税制上のメリット

法人形態	課税範囲	みなし寄附と限度額
公益法人	収益事業課税 (公益目的事業が34業種に該当した場合においても非課税)	以下のいずれか高い方 ① 所得金額の50%相当額 ② 公益目的事業の実施のために必要な金額
非営利型一般法人	収益事業課税	なし
一般法人	全所得課税	なし
NPO法人	収益事業課税	なし
認定NPO法人	収益事業課税	所得金額の50%相当額または200万円のいずれか大きい金額
学校法人	収益事業課税	所得金額の50%相当額または200万円のいずれか大きい金額
社会福祉法人	収益事業課税	所得金額の50%相当額または200万円のいずれか大きい金額
宗教法人	収益事業課税	所得金額の20%相当額

（筆者作成）

図表1で示したような公益法人の公益認定が取り消されるような重大な不祥事の原因の多くは、法人運営において適切なガバナンスが機能していない事に起因している。公益法人に求められるガバナンスについて有識者会議[2021]は、以下の3点から構成されると指摘している。

- ① 法令遵守を当然の前提として、自らに相応しい規範を定め、明らかにし、これを守るという形式面のガバナンス
- ② 法人の担い手全員（理事、監事等）が、それぞれの役割²⁾を適切に果たしていると認められるよう行動し、その責任を果たすという実質面のガバナンス
- ③ 不祥事の予防・発見・事後対応の仕組みが確立されているという不祥事対応のガ

²⁾ 理事が組織のミッションの達成のために誠実に公益法人の運営に携わる事や、補助金等を適切に用いて、運用を行う事、監事であれば理事の職務の執行を適切に監視する事や計算書類の監査を適切に行う事が求められる（内閣府[2016]PP 9-11）。

バナンス

(有識者会議[2021]PP 4-5)

本稿では、公益法人が社会からの信頼をいかにして勝ち得ていくかという観点からガバナンスという用語について上記①および②の内容に注目し不祥事や社会的信頼を失う運営が行われることを防ぐための運営体制と捉えて検討を行う。

本稿においては、有識者会議において指摘されているように公益法人が社会的信頼を確保できるよう運営を行うために必要なガバナンスのあり方について、主に監事および会計監査人が果たす役割について注目し、コーポレート・ガバナンスにおける監査役の果たす役割との対比を通して検討を行う。また、現行制度を所与としてガバナンスの問題点を検討するため、主に社団法人を念頭に議論を深める事とする。

2 公益法人における監事および会計監査人の役割

夏吉[2021]においても言及されているように、非営利組織を特徴づけている非分配制約が果たす非営利組織の提供するサービスの最大化をもたらす役割には限界があり、追加的な手段としてガバナンスが必要になる(夏吉[2021] P18)。

公益社団法人について考えるならば、法人の業務執行を決定する理事会とその構成メンバーである理事の職務の執行を監査する監事および一定の基準³⁾に該当する公益法人において必置とされる会計監査人との関係性の中で適切なガバナンスが機能しているかについて検討を行う事ができる。

理事会の主たる役割は、業務執行の決定および実際に運営に携わる理事の職務監視であるのに対して、監事の役割はその理事の職務執行の監査であり、理事を牽制する事で法人運営におけるガバナンスを機能させる役割を負っており、主に業務監査と会計監査という2つの側面から法人の運営に対するチェックを果たすことが期待されている(渋谷[2020] P422)。

監事は、理事の職務の執行を監査し、その際の監査報告の作成義務を負うとともに法人の理事および使用人に対して事業の報告を求め法人の業務および財産の状況を調査する権限が与えられることで、法人の業務を監査する役割が与えられている⁴⁾。また、各事業年度の計算書類および事業報告の作成にあたっては監事による監査を受け

³⁾ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、認定法)第5条および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(以下、認定法施行令)第6条によれば公益法人において会計監査人が必置となる要件は①損益計算書における収益が1000億円以上②損益計算書上の費用・損失が1000億円以上③貸借対照表上の負債が50億円以上のいずれかに該当した場合とされている。

⁴⁾ 一般法人法第99条第1項および第2項

る事が義務づけられているため、会計監査を行う⁵⁾。

監事に一定の権限が与えられる事で、先述の形式面および実質面のガバナンスが機能する事が期待されているが、実際に公益法人に関係する不祥事の事例を見ると、必ずしも制度上の想定通りに監事の役割が機能しているとは言えない現状が見られる。有識者会議[2021]においても、公益法人のガバナンスの強化のための方向性として監事を含む公益法人に設置される各機関がそれぞれの役割と責任をきちんと認識する必要があるにもかかわらず、現行の公益法人制度の下でその役割と責任が十分に果たされずにガバナンスが機能していない事例が発生している事が指摘されている（有識者会議[2021] P 9）⁶⁾。

監事は公益法人の組織構造において理事会および理事の業務執行の状況を監視するために社員総会において選任され、法人の内部に設置される機関であると解されるが、大規模法人において設置が求められている会計監査人の位置づけについては、独立した外部からの監査であるという点においてその性格を異にしている⁷⁾。

また、監事の監査の対象が業務監査と会計監査であるのに対して、会計監査人の監査の対象はあくまで会計監査すなわち計算書類等が一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されたものであるか否かを意見表明するものであり、監事が行う会計監査とその範囲がオーバーラップする部分はあるものの会計監査人は業務監査を行う訳では無いので、監事に期待される機能のすべてを会計監査人がサポートできるわけでは無い。監事の役割と会計監査人の役割の関係を整理すると下記の図表3のように整理できる。

5) 一般法人法第124条第1項および第2項

6) 「有識者会議とりまとめ」においては、理事や監事がその本来の役割にもとづいて機能しなかった事例として、職員による横領事件が起きたにもかかわらず、再発防止策を策定できなかったことに加え、一部の職員が本来議決権のある社員を不当に扱い、その議決権の行使を認めないことが常態化しており、それを複数の理事が知っていたにもかかわらず、これが放置される事により、法人に対して報告要求がされた事例等が指摘されている。

7) 渋谷[2020]は、コーポレート・ガバナンスにおいて会社法上、会計監査人は「役員」として扱われておらず、会社の機関の一部ではないために独立性が担保されているのに対して、公益法人の組織構造においては、会計監査人は一般法人法第60条において会計監査人が法人の機関とされている点を指摘し、会計監査人と法人との独立性が損なわれる可能性を指摘している(渋谷[2020]PP596-597)。しかしながら日本公認会計士協会[2020]において会計監査人による監査報告書の記載内容として独立監査人による意見表明である点が明示されていること等を考えるならば、公益法人の会計監査人による計算書類等の監査は外部の監査人による監査であるという理解が一般に共有されていると考える事ができる。

図表3 公益法人における監事と会計監査人の関係

	監事	会計監査人
設置の必要性	必置	大規模法人のみ (任意設置は可能)
法人との関係	内部	外部
業務監査	○	×
会計監査	○	○

筆者作成

有識者会議[2021]においては、公益法人が国民の全体の理解・支援に支えられて活動を担う事が重要であり、国民の公益法人への信頼性をより高める観点から会計監査人の設置義務の範囲を拡大すべきであると指摘している（有識者会議[2021]PP17-20）。しかしながら、過去に起きた公益法人の不祥事に関する事例を分析するならば、いわゆる計算書類の作成に関する部分の不祥事よりも、本来的には業務監査において指摘されるべき内容であるはずの意思決定のプロセスや公益認定基準で要求されている運営体制の継続的履行に関する問題点が多く見られる。すなわち、会計監査人の設置義務付け範囲を拡張したとしても、その対象が業務監査に及ばない以上、公益法人のガバナンスの整備に与える影響は限定的なものにならざるを得ない可能性を指摘できる。

企業の情報開示における独立した会計監査人の果たす役割について、斎藤静樹[2019]は、第三者が企業（経営者）が作成した財務諸表がルールに従って作成されている事を保証し、自分の開示する情報がうそではないことを投資家にシグナルするためのものであると指摘し、公認会計士監査は情報の品質を保証するボンディングの契約や慣行として（以下同じ）標準化され、社会制度に発展したものであると述べている（斎藤静樹[2019] P 129）。すなわち企業を取り巻く主たる利害関係者として投資家を想定した場合に、投資家が企業が開示する情報に対して非対称性リスクを織り込むならば、それは企業の資金調達コストに反映されるために企業（経営者）は追加的なコストを避けるために独立した監査人による会計情報の監査を自ら行おうとする動機を持つことになる。そこには、企業の運営を是正するという視点よりも適正な情報が企業（経営者）と投資家の間でやり取りされる事で両者にメリットを生じさせるという役割が期待されている。

むしろ問題なのは、業務監査の部分について、現状においてその役割を法人の内部の監事のみが行っている事により組織が健全なガバナンスを喪失しやすい状態に陥っ

ているという点である⁸⁾。紺野[2013]においては、現行の公益法人制度において理事会および監事が必置の機関となっていることについてふれ、会社法で定める株式会社の機関である取締役および監査役の構造と同様のものと考えられる点を指摘している(紺野[2013] P35)。

次節においては、企業における監査役による業務監査が果たしている役割に注目し、公益法人のガバナンス強化への示唆を模索する。

3 コーポレート・ガバナンスにおける監査役監査の意義と監事制度に与える示唆

日本監査役協会[2021]においては、監査役の職責について監査役は取締役会と協働して監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査すると定義されている(日本監査役協会[2021]第2条)。

この監督の範囲として業務監査および会計監査が含まれるものとされている点で公益法人における監事と同じ役割が期待されていると言える。

また、監査役が行う業務監査について、監査役は取締役会が経営の基本方針及び中長期の経営計画を定めている場合には、取締役が当該方針及び計画等に従い、健全、公正妥当、かつ、効率的に業務の執行を決定し、かつ、業務を遂行しているかを監視し検証しなければならないと監査役による業務監査における役割を位置づけている(日本監査役協会[2021]第23条第1項)。また、業務監査の際の監査役の視点として、以下の点を挙げている。

- ① 事実認識に重要かつ不注意な誤りが無いこと
- ② 意思決定過程が合理的であること
- ③ 意思決定内容が法令又は、定款に違反していないこと
- ④ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
- ⑤ 意思決定が取締役の利益又は第3者の利益ではなく会社の利益を第一に考えてなされていること(日本子監査役協会[2021]第23条第2項)

上記で挙げられている業務監査を行う際の視点は(以下同じ)公益法人に対する業務監査においても重要な役割を果たすことになると言える。

一方で、監査役制度の問題点についてもしばしば指摘されている。秋月[2011]においては、現行の制度において監査役監査には、監査機能の独立性が十分に発揮される事にブレーキを与えかねない様々な要因が存在しているために監査役が取締役の業務の執行に関して独立的に判断できるのかという問題を指摘している(秋月[2011] P

⁸⁾ 有識者会議[2021]では理事、監事のうち、それぞれ少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効であると指摘している(有識者会議[2021] P12)。

352)⁹⁾。

上述のような問題点を抱えながらも我が国の現行制度では、コーポレート・ガバナンスにおいて監査役制度は重要な役割を果たしており、その職務の中の業務監査に限っても、公益法人のガバナンス向上に役立つ重要な視点が提供されているが、検討すべき内容として、内部の監査役（公益法人の場合には監事）が誰のためにその業務を行っているかという点が考慮される必要がある。

川村[2018]においてコーポレート・ガバナンスにおける監査役監査は以下の3つの機能を有していると述べられている。

① 取締役の職務執行の監視機能

会社業務の適法性を確保するために株主の監視権限をその代理として行使する機能。

② 会社の財産の保全機能

会社に著しい損害又は重大な事故等を招く恐れがある事実および会社業務において著しく不当な事実を認めるときに必要な措置を講じる機能。

③ 株主に対する報告機能

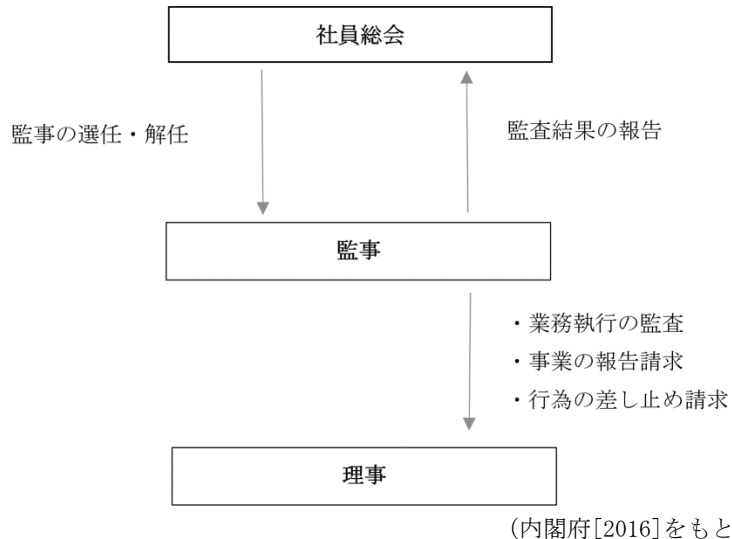
監査役としてその受託職務および説明義務を果たすために、業務監査及び会計監査の方法及び結果等を監査報告書に記載して株主に報告する機能並びに取締役に法令又は定款等に違反する行為等があった場合にその旨を株主総会で報告する機能（川村[2018pp206-207]）。

上記の①や③の内容においても示されているように、監査役が取締役に対する監査を行った結果の報告対象は、株主総会である。すなわち監査役の役割は株主の代理として取締役による業務の執行を監査する事で株主自身を保護する事であると捉えられている。

一方で、公益法人における監事の位置づけは、図表4で示されているように社員総会（財団法人の場合には評議員会）においてその選任および解任が決議され、社員総会に対して監査の結果を報告する事が定められていることから分かるように社員に代わって理事の業務を監視する立場に位置づけられている。

⁹⁾ 秋月[2011]においては、実際問題として監査役の監査報告において取締役の不正や法令および定款違反に言及された事例の多くは、それらの不祥事が報道されたことをうけて事後的に行われたものであり、本来の監査役監査の役割が十分に機能して問題が解決されていない現状を指摘している。また、監査役人事に関して、取締役経験者を監査役に就任させる場合には、取締役時代に関与した様々な職務の執行の是非を監査役に就任した後に独立して判断できるのかという問題を指摘している。

図表4 公益社団法人における監事の位置づけ



一見すると監事と社員総会の関係はコーポレート・ガバナンスにおける監査役と株主総会の関係に類似している。しかしながら、企業における株主は企業の所有者として経営の方針を決定する権利を有する持分権者であると同時に資源提供者としての側面も有している。すなわち、株主は自身が投資した資源が経営者に効率的に利用されるのを期待し、それが実行されるように監査役を任命するが、監査役がその期待に応じた働きをしない場合には監査役を解任することはもちろんのこと、結果としてその企業が自身の期待に沿った効率的な運営を行っていないと判断した場合に、株式を売却する等の方法で出資した資金を回収する事ができる。当然の事ながら、経営者や監査役はその事が分かっているので、最終的に株主を満足させる水準の業務を目指す動機づけが生じる事になる。

すなわち、株主は企業の所有者であると同時に資源の提供者としての側面を有しているために企業に対して要求する投資のリターンに監査役や経営者の不合理な働きにより生ずるリスクを織り込むことができるが、公益法人の社員は非営利組織の性質に照らして資源提供者としての側面を有しておらず、理事はもとより監事とその本来果たすべき役割を果たしておらず、社員が期待するレベルでの運営を行わない場合にそれに対応する手段が株式会社の場合に比べて限定される事になる。そのため両者の相違を意識したうえでコーポレート・ガバナンスの手法を取り入れる事の意義について議論が行われる必要がある。

また、監事の役割として理事の法人運営についての監査の結果を社員総会に報告する事と位置付けられているが、有識者会議[2021]においても指摘されているように公

益法人のガバナンスを整備する必要性についての議論の出発点は、公益法人が如何にして社会的信頼を確保していくかという点にあった。その観点に立てば、監事が理事の運営を適正に監査していたとしてもそれが社会的信頼につながるとは限らない事が考えられる。コーポレート・ガバナンスにおいて監査役の監査が株主総会との関係において完結するのは、監査役はあくまで株主の代理として取締役を監査しているため、それが法令順守を所与としたうえで、社会の一般的な感覚とずれていた場合であっても株主がそれに伴うリスクを受け入れて承認を行えば問題が完結するが、公益法人の場合には、公益法人であることによる各種の社会的メリットが存在する以上、社会的信頼を勝ち得るために企業の場合とは異なるガバナンスが必要になると言える。つまり、もし監事による業務監査が不十分であり、理事による法人運営が社会通念上信頼を失いかねないプロセスで行われていると見られる場合に、社員がその状況を容認すれば、組織内のガバナンスとしては監事および社員の役割は完結するが、その事が公益法人に対する社会的信頼を損なう事になりかねない場合が生じ得る。すなわち企業であればその事により生じざるリスクを株主が織り込んで各種の意思決定を行えばよいが、公益法人の場合には、法人内で適正と見なされる運営の実態と社会が公益法人に期待する運営の水準にギャップが生じた場合に、それが、公益法人の社会的信頼を喪失させる結果となる可能性が指摘できる¹⁰⁾。

次節においては、公益法人が社会的信頼を獲得するためのガバナンスにおいて行政が果たす役割について検討を行う。

4 公益法人のガバナンス強化のために行政が果たす役割

前節において、公益法人のガバナンスにおいて監事が行う業務監査が必ずしもコーポレート・ガバナンスにおける監査役監査が果たしている業務監査と同じ枠組みで議論する事が難しい点を指摘した。しかしながら、公益法人がガバナンスを強化するためにこの業務監査に当たる部分をどのように強化していくかという問題が未だに検討すべき課題として挙げられる。

企業の監査役制度において監査役会設置会社の監査役の過半数が社外監査役であることが会社法第335条第3項において求められているように、組織内で行われる業績監査において外部の視点を入れることには、一定のガバナンスの強化の効果が期待されている。有識者会議[2021]において、理事、監事のうち1名を法人の外部の者とす

¹⁰⁾ 例えば、理事や使用人の報酬の水準のような問題はこのようなギャップの原因となりやすい。また、法人運営における意思決定が適切なプロセスを経ずに行われ、理事や監事がその本来の責任を十分に果たしていないにもかかわらず、形式的に制度の枠組みの中でいわゆる内輪の論理によって運営が行われているような状況では、図表1で示したような不祥事が起こるような土壌が形成されやすいというリスクも指摘できる。

ることが提案されている事もその事と関係していると考えられる。

確かに、公益法人の監事に外部監事制度を導入するという考え方もあるが、すでに公益法人制度においては、定期的に業務内容の向上のために外部からの視点が入れられており、その実質を充実させることでガバナンスの向上を図れる余地がある点を指摘できる。すなわち、公益法人に対しては、概ね3年に1回のペースで公益認定等委員会による立入検査が行われている。この立入検査の意義について内閣府[2014]においては、立入り検査の果たす役割について以下のように述べられている。

- ① 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- ② 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため新公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- ③ 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある新公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- ④ 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

上記で示されている考え方の中で注目できるのは、②において示されているように法人の自治を認めたいうえで、公益の増進のために法人を支援する目的が掲げられていることおよび③にあるように公益法人制度の信頼確保のために問題のある法人に対して厳正な対応が行われている点である。

すなわち、現行の公益法人制度は、民間の活力を活かした公益の促進がその制度の目標として掲げられているが、そのために行政の側から必要な支援が行われる事が明示的に示されている。この支援は、公益法人の適正な運営を確保するために必要な限度において行われるとされており、その支援には、法人が社会からの信頼を確保できるようにガバナンス体制を強化するための各種の施策についての助言も含まれると考えるのが妥当である。これは、正に外部の視点にもとづく言わば業務監査の範囲をカバーし、監事による業務監査をサポートする役割を担う余地を示していると言える。

公益法人において、この立入検査のような行政による指導監督が重要な意義を果たす背景には、公益法人が提供するサービスの性質が関係していると考えられる。すなわち、齋藤真哉[2014]が指摘しているように公益法人のサービスは市場の失敗と政府の失敗が交叉する領域で提供されるものであり（齋藤真哉[2014] P 30）、民間に任せと採算性の観点からサービスが提供されず、政府の直接的な行政サービスにおいてそれを賄おうとするならば、平等性等の観点から柔軟に必要なサービスが提供されない可能性がある場合に公益法人によりそのサービスが提供される意義が存在する。

そのように考えるならば、公益法人が提供するサービスは、本来ならば政府により提供されるサービスが民間非営利組織により提供されることでより効率的に提供され

る事が目指されており、そのサービスを提供する公益法人のガバナンスを強化するために行政が必要な支援を行い、制度の信頼確保のために不祥事を起こした法人はもとより、ガバナンスの整備が不十分で社会からの信頼を確保する事が困難であると認められる法人に対しては、積極的に支援・監督を行っていくことで公益法人全体の社会的信頼を担保することが可能になると考えられる。

行政が公益法人のガバナンスを強化するために積極的に支援・監督する事は、必ずしも、民間非営利組織の健全な発展を促進する制度と矛盾するものではないと言える。税制優遇に代表される公益法人に与えられるメリットは、先述の市場の失敗と政府の失敗が交叉する領域をカバーするためのサービスが供給されるために社会が負担するコストという側面を有する事になると言える。そのコストの中には、公益法人制度が社会からの信頼を担保できるように行政が行うガバナンス強化のための積極的な支援・監督や公益法人のモニタリングのために生じるコストが含まれると考える事ができる。それらの側面も踏まえたうえで、民間非営利組織のリソースを社会として活用するのか、行政が直接サービスを提供するのが望ましいかというマクロ的な判断が行われる必要がある。

5 むすびにかえて

本稿においては、公益法人制度が社会からの信頼を得て、本来期待されている役割を果たすために必要な法人制度におけるガバナンスの枠組みについて検討を行った。

公益法人のガバナンスにおいて法人が自らに相応しい規範を定め、明らかにし、これを守るという形式面のガバナンスおよび法人の担い手全員が、それぞれの役割を適切に果たしていると認められるよう行動する事で法令順守や適切な法人運営が行われる事を目指す上で、業務監査に相当する部分をいかに充実させるかが問題である点を指摘した。

現状において、公益法人においては監事がこの役割を担っているが、あくまでも法人内部の一機関である監事の役割だけでは、問題の解決が難しいと考えられる点についてコーポレート・ガバナンスにおける監査役の機能を参照しつつ検討を行った。とりわけ、企業の監査役は株主に代理して経営者の業務の執行状況をチェックする機能を負っているため、株主の承認が得られる限りにおいてその役割は社内のガバナンス構造の中で完結すると言えるが、公益法人の場合には、社会から公益法人であることの各種のメリットを享受しているために、社会からの信頼確保という点で適正な運営についてのチェックが社員総会の承認という形で法人内で完結すると捉えにくい点を指摘した。

この点について、現行の法人制度において活用されている立入検査は公益法人の活

動をサポートし、制度の社会的信頼を毀損するような法人に対する厳格な対応を含めて公益法人の発展を推進するものであると位置づけることができる。この行政による指導・支援が本来の目的である民間資源を活用した公益サービスの提供という目的を達するうえで現状の機関設計において欠けている外部の目による業務・運営のチェックという部分を補う事ができる点を指摘した。

公益法人がサービスを提供する領域は、市場の失敗と政府の失敗が交叉する領域であると捉えるなら、公益法人が行政に代わって必要なサービスを提供するうえで、公益法人の社会的信頼を担保するための指導・支援のために生ずるコストは社会に対してサービスを提供するのに必要なコストと言える。また、行政が必要な指導・支援を行う事が必ずしも民間非営利活動の発展という法人制度の目的と矛盾しないと言える点も指摘した。

一方で、一般法人については設立が自由に行える事に加えて、公益法人における立入検査に該当する事後的な行政の指導・支援が行われていない。制度上、その実質において議論の余地はあるものの、一般法人も非営利組織として社会的には位置づけられている（古市[2019] P60）。そのために、いわゆる非営利組織であると認識される事により得る事ができるメリットを享受している一方で、社会の信頼を得るためにその制度の在り方については議論の余地を残している。このことからガバナンスの強化についての議論が一般法人についても必要であり、一般法人のガバナンスについての分析を今後の検討課題としたい。

参考文献

- ・秋月信二[2011]「コーポレート・ガバナンスにおける監査役監査の位置づけ」千代田邦夫・鳥羽至英責任編集『体系現代会計学第7巻 企業監査と企業統治』中央経済社、第9章PP335-369
- ・川村眞一[2018]『現代の実践的内部監査 六訂版』同文館出版
- ・公益法人のガバナンスの強化等に関する有識者会議[2021]「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」
- ・紺野卓「我が国における公益法人制度改革についての一考察—会計およびガバナンスを通して—」、[2013]『新潟青陵大学短期大学部研究報告』第43号PP29-37
- ・斎藤静樹[2019]『会計基準の研究 新訂版』中央経済社
- ・齋藤真哉[2014]「非営利法人制度の現状と課題」『非営利法人研究学会誌』VOL. 16、PP24-34
- ・渋谷幸夫[2020]『改訂版公益法人・一般法人の理事・監事・会計監査人になったらまず初めに読む本Q & A100』全国公益法人協会

- ・内閣府[2014]「立入検査の考え方」
- ・内閣府[2016]「公益法人の各機関の役割と責任」
- ・夏吉裕貴[2021]「非営利組織の最高意思決定機関とパフォーマンスにかんする実証研究—公益法人を対象とした実証分析—」『会計プロGRESS』第22号、PP17-31
- ・日本監査役協会[2021]「監査役監査基準」
- ・日本公認会計士協会[2020]「「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
- ・古市雄一郎[2019]「一般法人の非営利性と非分配制約についての検討」『非営利法人研究学会誌』VOL. 21、PP53-61

※本論文は日本内部監査研究所2019年度研究助成による研究成果の一部です。

(ふるいち ゆういちろう・大原大学院大学 会計研究科教授)